

## 京都大学アカデミックパートナーズプログラム管理運営委員会要項

(京都大学アカデミックパートナーズプログラム管理運営委員会)

第1 京都大学に、アカデミックパートナーズプログラム管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、京都大学アカデミックパートナーズプログラム事業(以下「本事業」という。)の運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) パートナーとなる企業等の選定基準の策定に関する事。

(2) パートナー企業等の候補の審査に関する事。

(3) その他本事業の運営に関し必要な事。

(委員)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 本事業を担当する理事(第4第1項において「担当理事」という。)

(2) 総長が指名する副学長

(3) 研究科長 若干名

(4) 研究所長 若干名

(5) 総務部長、財務部長及び学生部長

(6) 本学の卒業生 若干名

(7) その他総長が指名する者 若干名

2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務担当)

第5 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て総務部社会連携推進課において処理する。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員会の議に基づき委員長が定める。

附 則

1 この要項は、平成17年9月13日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する第3第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。